

平成二十年十月三十一日受領
答弁第一四五号

内閣衆質一七〇第一四五号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路料金引き下げに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路料金引き下げに関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の報道に係る事実関係の詳細については承知しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の料金（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金をいう。）の割引に関する検討については、前回答弁書（平成二十年十月十七日内閣衆質一七〇第八九号）二についてで述べたとおりである。

三について

お尋ねの「経営方針を国が実質的に決定している」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「マイナス効果」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難で

ある。